

重要事項説明書

無料低額宿泊所
エンジョイハウスみおん（海音）

重要事項説明書
無料低額宿泊所エンジョイハウスみおん（海音）

1 運営法人の概要

法人名称	NPO法人エンジョイライフ
代表者名	理事長 千葉真知子
法人所在地	二海郡八雲町東雲町12番地28
連絡先電話番号	0137-62-3300
業務の内容	障がい者福祉サービス

2 施設の概要等

名称	無料低額宿泊所
所在地	二海郡八雲町熱田43番地1
管理者名	長谷川浩子
連絡先電話番号	0137-63-2925
定員	13人

(1) 施設の目的及び運営方針

- ・ 利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、居室など設備を利用させるとともに、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行う。
- ・ 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

(2) 施設の職員体制

管理者	1名	非常勤 兼務
生活支援員	1名	非常勤 兼務
	1名	非常勤 兼務
調理員	1名	非常勤 兼務(再掲)
	1名	非常勤 兼務 (再掲)

(3) 設備の概要

居室	13部屋
相談室	1か所
炊事設備	2か所
洗面所	2か所
便所	1か所

浴室	1 場所
洗濯室又は洗濯場	1 場所
共用室	1 場所
食堂	1 場所

(4) サービス等の内容

- (1) 専用による居室の利用
 - (2) 共用による食堂（兼娛樂室）、談話室、炊事設備、洗面所、洗濯場、トイレ、浴室の利用
 - (3) 入浴機会の提供
提供時間 10:00 ～ 19:00
 - (5) 金銭管理
 - (6) 1日につきおおむね1回以上、居室訪問等による入居者の状況の把握
 - (7) 利用者が利用する福祉サービス事業者、福祉事務所、医療機関その他の関係機関等との連絡調整
 - (8) 利用者からの相談に対する助言
 - (9) その他利用者の状態に応じた支援
- ※(5)の金銭管理支援は、別途定める「金銭管理規程」に基づいて行う。

3 宿泊所利用契約の内容

利用する居室 _____ 号室

宿泊所利用料は、(居室及び宿泊所の設備を利用できます。)月額金25,000円。

共益費は、月額3,000円。

光熱水費(電気代・上下水道代・ガス代・燃料代)は、使用料に基づき一か月ごとの総額から入居者数に応じて按分した額とします。

- ※1か月に満たない期間の料金については、1ヶ月を30日として日割計算した額とします。
また、事業所が費用の支払いを受けた場合は、費用の種類ごとの内訳を記した領収証を、費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

4 解約

- ・ 利用者は、事業者に対して、1カ月前までに申し出ることにより、契約を解約することができる。
- ・ 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契

約を解約することができがである。

5 個人情報の保護

- ・ 業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、適正に取り扱う。
- ・ 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
- ・ 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- ・ 他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得る。

6 苦情への対応

- ・ 提供したサービス等に関する利用者や家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次のとおり苦情対応に関する窓口を設置し、苦情対応に関する責任者を定める。

(1) 苦情対応窓口1：管理者 長谷川浩子

電話番号： 0137-63-2925

(2) 苦情対応窓口2：NPO法人エンジョイライフ 経営管理部長 千葉隆

電話番号： 0137-62-3300

メールアドレス：enjoy-life01@vesta.ocn.ne.jp

(3) 苦情対応に関する責任者：NPO法人エンジョイライフ 経営管理部 千葉隆

電話番号： 窓口2と同じ

メールアドレス：窓口2と同じ

7 施設利用に当たっての留意事項

- ・居室はきれいに利用しましょう。
- ・食堂、お風呂、トイレなどの共用部分は、他の利用者のためにきれいに使い、汚した場合は、すぐに掃除して下さい。
- ・他の利用者や近所に住んでいる人の迷惑となるので、大声、騒音、悪臭を出すことがないようにして下さい。
- ・自分の部屋で動物(犬、猫、鳥類、爬虫類等)を飼うことはできません。

8 非常災害対策

- ・ 消火設備など非常災害に対する必要な設備を設け、非常災害に対する具体的な計画を

立てる。

- ・ 非常災害に備えるため、年に2回以上、火災及び自然災害の避難訓練を行う。

9 緊急時、事故発生時の対応

- ・ 職員の勤務日・時間のほか、緊急時には次の連絡先で常時連絡がとれる体制を取る。
対応電話番号 0137(63)2925
- ・ 緊急時は、0137(63)2925 【管理者】090(3392)5405
- ・ 事故発生時は、0137(63)2925 【管理者】090(3392)5405

10 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

11 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

12 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

13 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次

の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

14 身体拘束等の禁止

事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

説明年月日 令和 年 月 日

契約の締結に当たり、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地 二海郡八雲町東雲町12番地28

事業者名 NPO 法人エンジョイライフ

代表者名 理事長 千葉真知子 印

説明者職氏名 印

契約締結に当たり、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受け同意しました。

利用者住所 _____

利用者署名 _____